（　別紙１　）

　年　月　日

経営形態の変更に伴い公立大学法人

大阪に就職される方へ

公立大学法人大阪への就職に係る再就職審査について

勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者が職員派遣団体に再就職する場合には、大阪市職員基本条例第47条第３項の規定により市長の承認が必要とされており、大阪市立大学の経営形態の変更に伴い公立大学法人大阪に就職される方についても、当該規定が適用されることとなります。

経営形態の変更に伴い公立大学法人大阪に就職される方については、本市の方針による経営形態の変更であること等を踏まえ、公立大学法人大阪への就職の意思が確認できる書類の提出をもって再就職審査の申請に代えるなど、事務負担の軽減を図ったうえで、審査を行いました。

その結果、経営形態の変更に伴い公立大学法人大阪に就職される方全員について、包括的に市長の承認を受けましたのでお知らせします。